

# 運転者に対する指導及び監督

～運転者の生理的・心理的要因～

中部ブロック事業用自動車安全対策会議

令和元年7月～9月

## 旅客自動車運送事業運輸規則

- 第38条**（従業員に対する指導監督） 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
- 2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第41条の2及び第41条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
  - 二 運転者として新たに雇い入れた者
  - 三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者
  - 四 高齢者（65才以上の者をいう。）
- 3 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車掌に対し、第49条及び第51条に規定する事項について適切な指導監督を怠つてはならない。
- 4 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。
- 5 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

**第48条**（運行管理者の業務） 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (16) 事業用自動車の乗務員に対し、第38条（第5項を除く。）の指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第1項の記録及び保存を行うこと。
- (16)の2 事業用自動車の運転者に第38条第2項の適性診断を受けさせること。

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則

**第10条**（従業員に対する指導及び監督） 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第12条の2及び第12条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

- 一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者
- 二 運転者として新たに雇い入れた者
- 三 高齢者（65才以上の者をいう。）

3 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。

4 貨物自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければならない。

**第20条**（運行管理者の業務） 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

（14）第10条（第4項を除く。）の規定により、乗務員に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第1項による記録及び保存を行うこと。

（14）の2 第10条第2項の規定により、運転者に適性診断を受けさせること。

## 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (最終改正:平成30年6月1日国土交通省告示第708号)

### 第1章 一般的な指導及び監督の指針

法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識及び事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させる

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ⑤ 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥ 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑨ **交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法**
- ⑩ 健康管理の重要性
- ⑪ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

#### [貸切のみ]

- ① ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転
- ② ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等を自社内での共有

### 第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

- ① 事故惹起運転者
- ② 初任運転者
- ③ 準初任運転者
- ④ 高齢運転者

## 貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 (最終改正:平成30年6月1日国土交通省告示第708号)

### 第1章 一般的な指導及び監督の指針

法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識及び事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を習得させる

- ① 事業用自動車を運転する場合の心構え
- ② 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③ 事業用自動車の構造上の特性
- ④ 貨物の正しい積載方法
- ⑤ 過積載の危険性
- ⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- ⑦ 適切な運行の経路の通行及び当該経路における道路及び交通の状況
- ⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転
- ⑩ **交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法**
- ⑪ 健康管理の重要性
- ⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

### 第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

- ① 事故惹起運転者・・・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こした運転者
- ② 初任運転者・・・運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者
- ③ 高齢運転者・・・65歳以上の運転者

## (1) 交通事故の生理的・心理的要因

運転者の生理的・心理的要因が交通事故を引き起こしている。  
事故につながる要因は何かを運転手に理解させ、運転に与える影響について認識させる。

### 疲労状態

慢性的な休養不足や、精神的負担等により疲労が蓄積しやすい  
貸切は深夜・早朝を含む長時間労働になりがち

### 睡眠不足

睡眠不足は飲酒運転と同等の危険性  
睡眠時間が6時間未満は事故頻度UP

### かぜ薬等の服用

眠気を招く薬の服用は危険  
医師の指示に従い服用

### 飲酒運転

速度感覚の麻痺、視力低下  
反応時間の遅れ、眠気など

### 事故の要因となる 生理的・心理的要因

### 運転技能への過信

安全運転の基本及び集中力の欠如  
無謀な行為、見落とし・見誤り

### あせる気持ち

スピード超過  
強引な車線変更  
一時停止の無視  
交通の流れに対する配慮の欠如

### 興奮状態

的確な判断の欠如  
他車の運転行動に対する仕返し

## (2) 過労運転防止のための留意点

運送事業の運転者は長時間労働を課せられやすい労働環境に置かれている。  
過労運転は大きな事故につながり、社会的にも影響を及ぼすことを認識させる。  
日ごろの生活において疲労とならないために留意すべきことを自覚させる必要あり。

### 労働時間についての規定

- ・厚生労働省 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
- ・国土交通省 「旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」

### 運行中の留意点

- ・規定されている拘束時間・休息期間を遵守し、過労とならない運転を心がける。
- ・疲れを感じる前に早めに休憩をとり、軽くからだを動かすことが大切。
- ・運転中に強い眠気や疲れを自覚した場合には、我慢せずに安全な場所で休むようにする。
- ・無謀な運転は、疲労を早める要因となる。常に余裕を持った運行を心がける。

### 日常生活での留意点

- ・日常生活も運転への影響があることを認識する。
- ・疲労や悩みを運行に持ち込まないことが必要。

十分な睡眠

ストレスをためない

就床前の飲酒、喫煙カフェイン摂取、PC・スマホの使用

日頃から身体を動かし、健康を保つ

バランスのよい食事

定期的な健康診断の受診

習慣化することで過労運転を防止

## (3) 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点

飲酒や薬物の服用が身体に及ぼす影響について詳しく解説  
 飲酒や薬物の影響を受けた危険な状態での運転には厳しい罰則があることを周知  
 運転者相互に注意し合える環境づくりを心がける

### 飲酒運転に対する罰則

平成19年から、罰則の強化及び酒類提供者や同乗者へも罰則が設けられた。

- 酒酔い運転は「免許取消」
- 酒酔い運転で人身事故を引き起こした場合は、「危険運転致死傷罪」

### 飲酒運転防止のための留意点

- 飲酒は、速度感覚の麻痺 視力の低下 反応時間の遅れ 眠気が生じる

など運転に多大な影響を及ぼす。

- 乗務前日から、飲酒、酒量を控えるよう指導。  
 ※アルコールの「1単位」が消えるのが約4時間  
 (体質・体重・体格などにより個人差あり)
- 多量飲酒の傾向がある運転者に対してアルコール依存症の危険性について認識させる。



種類別の1単位の目安  
 ビール：500ml 酎ハイ：350ml  
 日本酒：1合 ウイスキー：ダブル1杯  
 焼酎：100ml ワイン：小グラス2杯

### 覚醒剤等の使用禁止の徹底

いかなる場合でも、覚せい剤や大麻、向精神薬、危険ドラッグ等の使用は禁止されている。  
 意識障害による事故や、幻覚・妄想により凶悪な犯罪を引き起こす。

本人だけでなく、周囲の人や会社にも被害を生じさせる危険性がある。

### 薬物乱用者のサイン

- 顔色が悪く頬がこけ痩せている
- 腕に注射らしきものがある
- ろれつが回らない等



## (4) ヒューマンエラーを防ぐために

道路交通法等の関係法令において禁止されている事項を確認し規制内容を明確にする。  
焦り、イライラ、疲れの状態はヒューマンエラーの要因となる  
運転席付近やダッシュボードに伝票や地図などが置いてあると、脇見運転の要因となる。

### 道路交通法の禁止事項

- 携帯電話使用の禁止  
（ 道路交通法71条第5号の5 ）
- 自動車等運転中の大音量での音量やイヤホン等の使用の禁止  
（ 神奈川県道路交通法施行細則第11条等 ）

### あせり、イライラ、疲れ時の運転

- 道路状況や仕事量が適切かどうかなどを判断し、余裕を持った運行計画を立てる。
- あせり、イライラ、疲れを要因とした事故は、運転者の責任となるのではなく、そういった状況を作った会社全体の責任だということを認識する。

### 運転席周辺的环境整備

- 車外の脇見運転だけでなく、運転中に車内のものを注視することも追突事故等の要因となる。
- 運転席周辺は常に整理整頓し、運転に集中できる環境を整備する。
- 足元やシートの隙間等に落ちたものを拾おうとしてよそ見をしたり、落ちたものがペダル等に挟まって操作を妨げることも、思わぬ事故の原因となる。

## 指導及び監督するうえで配慮すべき事項

- 継続的かつ計画的に実施するための基本的な計画を作成しているか
- 運転者の理解を深める指導及び監督をしているか
- 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法を工夫しているか
- 教育する者の育成、資質の向上を図っているか

## 風通しのよい社内環境の構築が重要

- 管理者と運転者との情報伝達が確実にできる仕組み
- 運転者が管理者に話しやすい社内の環境づくり

何か起こってからでは遅い！  
運転手自身や会社にも多大な影響が起こる！